

YAMAGATA 
TRUCKING ASSOCIATION

業務のご案内



社団法人
山形県トラック協会

人にやさしく
荷物にやさしく
環境にやさしく



健全経営の確立

福利厚生の充実と会員相互交流

輸送の安全確保と適正化



社団法人山形県
トラック協会は

- 皆様の経営の安定化と健全経営を目指して活動しています。
- 皆様の相互交流を図ります。
- 皆様の福利厚生のための支援を行います。
- 皆様の業務の効率化を図るための支援を行います。
- 皆様の安全に関する事業を行います。
- 皆様の事業に役立つ情報の提供を行います。
- 皆様の事業適正化を支援いたします。

社団法人山形県トラック協会は、1974年（昭和49年）3月
公益法人として設立しスタートしました。



社団法人 山形県トラック協会の概要

目次

協会目的と実施事業の概要	01
社団法人山形県トラック協会機構図	05
会費の額及びその徴収方法	07
(社)山形県トラック協会入会申込書	08
(1)各申請書及び届出書の様式・記載指導、及び事業計画相談	09
(2)運送事業関係帳票類の案内	10
関係官庁・団体	12



協会目的と実施事業の概要

目的

本会は、関係官庁及び関係団体と連絡協調し、事業の健全な発達と、公共の福祉に寄与し、輸送秩序の確立及び社会的経済的地位の向上を図ることを目的とします。

運営

本会は、会費事業所からの会費収入と運輸事業振興助成費補助金で運営しています。
年1回総会を開催します。

事業

1. 経営基盤の確立対策

■税制・金融

- ①環境税等新たな税負担となる新税の創設に反対し、高速道路利用料金の引き下げについて運動を推進します。ディーゼル排出ガス対策等、優遇税制の強化等、自動車関係諸税の軽減についても運動を推進します。
- ②会員事業者への物流効率化に資するための施設整備等、設備投資に対し、融資の斡旋及び利子補給事業を行います。

■運賃等

- ①環境対策強化等、社会的コスト負担の増大等に伴う事業の経営実態等について必要に応じ広報します。
- ②適正運賃の収受に必要な情報の提供を行います。
(経営分析・輸送原価計算基礎資料等の提供)

■安全対策に対するコスト増の対策

大型トラックへの速度抑制装置の装着義務化への対応及びその費用の一部を助成する事業を行います。

2. 輸送秩序確立運動の実施


- (1) 関係法令の遵守等輸送秩序を阻害する行為については、関係行政機関との連携を図り、適正化事業指導員を通じ指導するとともに、各種広報活動や荷主セミナーを通じて輸送秩序を阻害する行為の防止の啓発を図ります。
- (2) 「輸送秩序確立運動」に従い、取り組めます。

3. 貨物自動車運送適正化事業対策

貨物自動車運送事業法に基づき、事業者のみなさんの遵法意識の高揚や貨物自動車運送に関する秩序の確立を図るため、民間団体の自主的な活動機関として全国に貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下、「適正化実施機関」という。）が当年度の事業活動方針に基づき、次の事項の推進を図ります。

- (1) 「山形県適正化事業実施機関の事業活動指針」に基づき、地方評議委員会を設置し、適正化事業の実施状況等について評議・提言するなど中立性・透明性の確保を図ります。
- (2) 事業所巡回指導については、単に指摘するだけでなく、アドバイザー及びコンサルタント的な対応の出来る指導に努めます。
- (3) 定点・深夜パトロールを実施し、安全運行指導と同時に営業類似行為（白トラ営業）防止活動を行います。
- (4) 荷主・一般者に対するサービス向上を図るため情報・苦情・相談等に対し、迅速対応を行います。
- (5) 全国適正化実施機関の行う「安全性評価制度」の円滑な推進に協力します。

4. 交通安全対策事業

- (1) 交通事故防止に係る啓発活動の実施
 - ① 春の交通安全県民運動出発式などの交通安全キャンペーンへの取り組み及び春の交通安全運動への取り組み等啓発活動事業を実施します。
 - ② 「しっかり止まって、はっきり確認」運動の実施の幟旗を作成配布し、ドライバーの安全意識向上に努めます。
 - ③ 各種ポスターの作成配布
「年末年始交通安全運動実施中」、「飲酒運転防止」等のポスターを作成配布し、ドライバーの安全意識向上を図ります。
 - ④ 過積載防止の推進を図ります。
- (2) 事故防止委員会の開催
事故防止委員による委員会を開催し、交通事故防止のための諸施策の検討・実施を推進します。

- (2) 事故防止委員会の開催
事故防止委員による委員会を開催し、交通事故防止のための諸施策の検討・実施を推進します。
- (3) パトロールの実施
定点パトロール・深夜パトロールを実施し、安全運行等の指導強化に努めます。
- (4) ドライバー安全運転講習会の開催
ドライバーの安全意識向上のためドライバーを対象とした「安全運転講習会」を各支部毎に開催します。
- (5) 安全運転技能競技大会の開催
ドライバーの運転技能向上による交通事故防止及び全ト協主催の「ドライバーコンテスト」の予選を兼ねた大会を開催します。
- (6) 夜間の車両故障等における追突事故を未然に防止するため、全日本トラック協会と連携しつつ、夜間追突防止反射テープ購入費助成事業を行います。
- (7) 安全教育訓練施設でのドライバー及び安全管理者が、より実践に即した安全教育が受けられる施設での受講者に対して係る旅費の助成を行います。
- (8) スピードリミッター装着普及に伴う調査等に協力し、情報の提供を行います。

5. 環境対策事業

- (1) アイドリングNO作戦の推進
環境保全に対応し、アイドリングストップ徹底のため、「アイドリングストップのステッカー」を車両に貼付することによる啓発活動及び定点パトロール・深夜パトロールを通じて指導推進します。
蓄熱マットの購入助成を引き続き行います。
- (2) 省燃費運転技能研修会及び競技会の開催
エコドライブの普及促進を図るため、各地域別に省燃費運転技能研修会及び競技会を開催します。なお、事業者が省燃費運転講習会を開催する会員の自主的な活動に対し、機器の貸し出し等を通じ支援します。
- (3) CNGスタンドの整備を促進し、低公害車の普及に取組みます。そのため全ト協と連携して助成事業を行います。
より環境にやさしいトラックへの代替を促進するため、従来から取り組んでいる特定自動車排出基準適合車への買い換え促進利子補給事業に加え、



「長期規制適合車（平成10年以降初年度登録）」に代替する場合も同様の利子補給事業を行います。

6. 緊急・救援輸送対策事業

- (1) トラック輸送が社会的責務を果たすべく、自然災害地域等に対する援助物資の緊急輸送体制について、国・地方公共団体及び防災機関と連携を取り、災害対策マニュアルに基づき、円滑な輸送体制の確立を図るために一部助成を行います。

- (2) 東北ブロック（6県）の緊急救援輸送体制確立に伴う、即応体制の推進を図ります。



- (3) 県総合防災訓練に積極的に参加します。

7. 広報事業

- (1) トラック輸送について一般市民に正しい理解を得るとともに、トラック運送事業のイメージ向上を図るため、会員が参画し全国統一テーマの設定による「トラックの日」の事業を実施し、特に環境・交通安全に対する取組を広くPRします。
- (2) 交通安全、環境問題、引越輸送等に係る諸問題について、消費者及び荷主に対し広報媒体等を活用し、PRに努めます。
- (3) トラック運送事業に係る関係行政、荷主事業所、調査研究機関等の情報、協会活動状況等の幅広い情報を提供します。
- (4) インターネットを活用しトラック協会ホームページの中で、会員及び一般への情報提供を図ります。

8. 庶務関係

- (1) 業界功労者の叙勲、褒賞、運輸大臣表彰、東北運輸局長表彰・同山形運輸支局長表彰及び正しい運転・明るい輸送運動、永年勤続運転者等の全ト協会長表彰等について積極的に推薦します。

地方適正化実施機関

本部長

副本部長

指導員

地方適正化実施機関とは、国土交通大臣から指定されて民法法人で貨物自動車運送事業法に基づき輸送の安全を阻害する行為の防止を中心に同法の諸規定の遵守について指導啓発活動を行っております。

■本部

〒990-0071
山形市流通センター四丁目1-20
TEL023-633-2363 FAX023-633-0989

■置賜支部(72)

〒992-1125
米沢市万世町片子68-2
TEL0238-21-2189 FAX0238-21-2190

■内陸支部(212)

〒990-0071
山形市流通センター四丁目1-20
TEL023-633-2363 FAX023-633-0989

■庄内支部(107)

〒998-0005
酒田市大字宮海字新林572-15
(トラックステーション内)
TEL0234-33-1770 FAX0234-33-1771

*〈 〉内の数字は会員数

内陸支部

※下部組織として7部会があります。

置賜支部

庄内支部

※下部組織として4部会があります。

霊柩支部

適正化事業部

業務課

支部担当課

適正化事業課



会費の額及びその徴収方法

定款第7条により会費の額及びその徴収方法を次の通りとする。

1. 入会金

新規会員は次の入会金を納入する

一律 **100,000円**

(一括納入を原則とするが、別途相談のうえ分割納入も認めるものとする。)

2. 会費

(1) 平等割

一会員月額 金 **3,200円**
一準会員月額 金 **1,600円**

(2) 車両割

普通車1両につき月額 金 **420円** (特種車を含む)
被牽引車1両につき月額 金 **220円**
小型車1両につき月額 金 **220円**
軽自動車1両につき月額 金 **110円**

3. 通常会費納入の期日と車両数の算定

期 間	車両数の算定	通 知	納入時期
第四半期(4~6月)	3月末の台数	5月末	6月15日
第二四半期(7~9月)	6月末の台数	7月末	8月15日
第三四半期(10~12月)	9月末の台数	10月末	11月15日
第四四半期(1~3月)	12月末の台数	1月末	2月15日

◎納入方法は自動引き落とし又は振込

4. 自動引き落とし制度

山形銀行 荘内銀行 山形しあわせ銀行 殖産銀行(各支店)をあらかじめ指定していただき請求通知後指定日に口座より自動引き落としする。

年 月 日

(社) 山形県トラック協会入会申込書

(社) 山形県トラック協会 武田忠一 殿

今般貴会に正会員として入会致したく、申込み致します
 <入会申込者>

事業者名	フリガナ	印	社会保険 加入有無
代表者氏名	フリガナ		加入 未加入

会社の住所	〒□□□-□□□□ 県・府 都・道		
入会営業所の住所	〒□□□-□□□□ 山形県 <small>(会社住所と同一の場合、同上とご記入ください)</small>		
	営業所代表者氏名	<small>(会社住所と異なる場合は営業所代表者の役職・氏名をご記入ください)</small> 役 職 氏 名	
電話・FAX	電話 ()	FAX ()	
会費納入通知書の住所	〒□□□-□□□□ <small>(上記住所と異なる場合のみご記入ください。 会費納入通知書のあて先となります)</small>		
入会金支払方法	入会金 円 一括・分割 (回)・その他 ()		
事業の種類	1. 一般貨物自動車運送事業 2. 一般貨物自動車運送事業条件 (特積・霊柩・産廃・その他 ()) 3. 特定貨物自動車運送事業 4. 貨物運送取扱事業 (利用第1種・2種・取扱) <small>該当事業を○で囲んでください</small>		
許可又は認可年月日	許可・認可 平成 年 月 日	<small>運輸局事業者番号が交付された場合ご記入ください</small> 事業者番号	
運輸開始年月日	平成 年 月 日 開始		
車両数	合計 台	普通車 台 被けん引車 台	小型車 台 けん引車 台 軽自動車 台 <small>(普通車は小型車以外の車両・特種・トラクタ・トレーラー他含む。小型車は4・400ナンバー車両のみ) (軽自動車は事業用の車両のみ)</small>
決算期日	月	会費納入希望	<input type="checkbox"/> 自動振替 (山形銀行・荘内銀行・きらやか銀行) <input type="checkbox"/> 振込 ※□にチェックを入れ、自動振替の場合は銀行を選択してください
所属支部	内陸 ・ 置賜 ・ 庄内		

* 入会金 100,000円

* 会費: 均等割1ヶ月3,200円 普通車1台月額420円 小型車・被けん引車1台月額220円 軽自動車1台月額110円

お問合せ (社) 山形県トラック協会 山形市流通センター四丁目1-20

Tel023-633-2332 Fax023-633-0989

URL: <http://www.yta.or.jp> e-mail torakyo@yta.or.jp

申請・届出業務の効率化をトータルにサポート!

各申請書及び届出書の様式・ 記載指導、及び事業計画相談

当協会では、貨物自動車運送事業法及び貨物自動車取扱事業法による事業運営を推進する為に必要な各種法令等の調査研究をはじめ、会員事業者が各関係行政へ提出する報告・届出・申請等記載への協力・指導によって許認可申請が円滑に行え、適正な事業計画が実施出来るよう、各申請・届出用紙又は各帳票類を整備し提供しております。

申請関係(書式・届出集を発行)

(1) 貨物自動車運送事業法関係

営業所の新設・廃止／営業所の移転／車庫の新設・廃止／車庫の位置及び収容能力の変更／休憩・睡眠施設の位置及び収容能力の変更／営業所の住居表示変更／名称変更／会社の住所変更／役員変更／有償運送許可申請／増減車・代替申請／その他各申請書
上記に係わる添付書類など

(2) 貨物軽自動車運送関係

経営届出書／経営変更届／増減車・代替申請

(3) 運行管理・整備管理関係

運行管理者国家試験の案内／運行管理者資格者証交付及び認定手続／運行管理者選任・解任手続／運行管理者の研修会等の通知／運行管理規定の作成指導
整備管理者選任及び解任届／整備管理服務規程／整備管理者の研修会等の通知

(4) 報告書等関係

営業報告書用紙／営業報告書記載例集／年間輸送実績報告書用紙／重大事故報告書／事故速報用紙



運送事業関係帳票類の案内

◎帳簿類の備え付け

- 運行管理等規程の制定
- 運転者台帳
- 点呼記録簿
- 運転日報
- 運行記録計
- 運行指示書
- 運転者教育年間計画表
- 事故記録
- 運転者適性診断
- 健康診断
- 整備管理規程
- 日常点検記録
- 年間定期点検整備計画表
- 定期点検整備記録
- 車両台帳(下記をセットしファイルする)
 - 配置車両一覧表
 - 車検証(写)
 - 自賠責保険証(写)
- 就業規則確認
- 36協定確認

◎新規事業者準備書類

- 運行管理者届出書(コピー無料配布)
- 整備管理者届出書(コピー無料配布)
- 標準貨物自動車運送約款(掲示用)
- 標準貨物自動車運送約款(冊子)
- 運転日報(基本)
- 運転日報(応用)
- 点呼記録表(18名)
- 点呼記録表(40名)
- 日常点検表(毎日)
- 定期点検整備記録簿
- 車両管理台帳
- 乗務員教育記録簿
- 乗務員教育記録簿(ファイル)
- 自動車六法
- 配車記録表(9台)
- 配車記録表(23台)
- 運転者台帳
- 運転者台帳(ファイル)

◎自動車輸送関係専門図書の販売・照会

- 自動車六法…………… 適 時
- 運行管理者試験対策問題集…………… 適 時

◎運送事業関係帳票類の販売・照会

- 運転者台帳……………(50枚組) 500円
- 運転者台帳(ファイル)…………… 800円
- 乗務員教育記録簿……………(50枚組) 500円
- 乗務員教育記録簿(ファイル)…………… 800円
- 点呼記録表(40名)……………(100枚組) 600円
- 点呼記録表(18名)……………(100枚組) 350円
- 定期点検整備記録簿…………… 200円
- 車両管理台帳綴(定期点検記録簿管理者用ファイル)……………(車両別1部) 160円

※許可後一年以上未加入の場合帳票類の販売は致しません。

■ 日常点検表(年間用).....	(1車両1年分)	500円
■ 日常点検(月間用)バラ.....	(1枚)	40円
■ 日常点検表(毎日用).....	(100枚組)	160円
■ 乗務実績一覧表.....		600円
■ 乗務日報.....		270円
■ 乗務員手帳.....		100円
■ 車両別経費一覧表.....		600円
■ 車両別日報集計表.....		600円
■ 車両集計表.....		600円
■ 運転日報(応用タイプ).....		336円
■ 運転日報(基本タイプ).....		178円
■ 作業指図書.....		168円
■ 配車記録表(23台).....		600円
■ 配車記録表(9台).....		350円
■ 標準貨物自動車運送約款(店頭掲示).....		無料配布
■ 標準貨物自動車利用運送約款(店頭掲示).....		200円
■ 標準貨物自動車利用運送(引越)約款(店頭掲示).....		200円
■ 標準引越運送約款(店頭掲示).....		200円
■ 標準貨物自動車運送約款(冊子).....		350円
■ 標準貨物自動車利用運送約款(冊子).....		350円
■ 標準貨物自動車利用運送(引越)約款(冊子).....		350円
■ 標準鉄道運送取次約款(冊子).....		200円
■ 標準鉄道利用運送約款(冊子).....		200円
■ 全国営業キロ程図.....		1,890円
■ 特殊車両通行申請用全国地図.....		105円
■ 特殊車両通行申請用地方地図.....		315円
■ 特殊車両通行申請用北海道地図.....		420円
■ チャート紙(3日用).....		346円
■ チャート紙(7日用).....		577円
■ 点呼記録簿.....		260円
■ 運行指示書.....		300円
■ 運転日報・運行指示書(兼用).....		300円
■ 引越見積書.....		800円
■ 輸送実績一覧表.....		600円
■ 車検証の写し(管理用紙).....		500円
■ 特車申請書.....		32円
■ 特車申請カード.....		53円
■ トラック・トラクタ内訳書.....		21円
■ 貸切運賃早見表.....		500円
■ 積合せ運賃早見表.....		500円
■ 運行管理者届出書.....		無料配布
■ 整備管理者届出書.....		無料配布
■ 一般貨物自動車運送事業営業報告書.....		無料配布
■ 事故報告書.....		無料配布





関係官庁・団体

関係官庁

- 東北運輸局 ————— 〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1仙台第4合同庁舎
宮城 TEL022-299-8851
- 山形運輸支局 ————— 〒990-2161 山形市大字漆山字行段1422-1
山形 TEL023-686-4712 FAX023-686-5012

関係団体

- 山形トラック運送事業協同組合 ——— 〒990-0071 山形市流通センター四丁目4-2
山形 TEL023-633-2630 FAX023-633-2633
- 山形貨物運送事業協同組合 ——— 〒990-2212 山形市青柳16-3
山形 TEL023-686-2565 FAX023-686-2566
- 山形物流ネットワーク協同組合 ——— 〒990-2351 山形市鑄物町15
山形 TEL023-645-9544 FAX023-645-9545
- 置賜トラック運送事業協同組合 ——— 〒992-1125 米沢市万世町片子69
米沢 TEL0238-22-4033 FAX0238-22-4045
- 庄内トラック運送事業協同組合 ——— 〒998-0005 酒田市大字宮海字新林527-17
- 庄内トラックセンター協同組合 ——— 酒田 TEL0234-34-9559 FAX0234-34-9560
- 日本海物流ネットワーク協同組合 ——— 〒998-0005 酒田市大字宮海字新林572-18
酒田 TEL0234-34-7277 FAX0234-34-9560
- 自動車事故対策機構山形支所 ——— 〒990-8580 山形市城南町1-16-1霞城セントラル16階
山形 TEL023-647-0788 FAX023-645-2244
- 自動車安全運転センター ————— 〒994-0068 天童市大字高掬字立谷川原北3400
山形県事務所 山形 TEL023-655-3456 FAX023-655-4517
- 新潟地方交通共済協同組合 ——— 〒950-0965 新潟市新光町6-4 新潟県トラック総合会館内
新潟 TEL025-284-9555 FAX025-284-8828
- 〃 山形県支部 ————— 〒990-0071 山形市流通センター四丁目1-20
山形県トラック研修センター内 山形 TEL023-635-4338
- 〃 秋田県支部 ————— 〒010-0816 秋田市泉字登木91-2 秋田県自動車会議所会館内
秋田 TEL0188-62-2996 0188-63-7354
- 陸災防山形県支部 ————— 〒990-0071 山形市流通センター四丁目1-20 山形県トラック研修
センター内 山形 TEL023-633-2331 FAX023-633-2453
- 酒田トラックステーション ————— 〒998-0005 酒田市大字宮海字新林572-15
酒田 TEL0234-33-1770 FAX0234-33-1771



社団法人 山形県トラック協会

山形市流通センター四丁目1-20

TEL023-633-2332 FAX023-633-0989

URL:<http://www.yta.or.jp>